

# P T A 規約

-保存版-

江戸川区立小松川第二小学校 P T A

# 規 約

## 第1章 名称

第1条 本会は江戸川区立小松川第二小学校PTAと称し、所在地を東京都江戸川区小松川三丁目6-4に置く。

## 第2章 目的

第2条 本会は保護者と教師とが協力して、学校、家庭及び社会に於ける児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 会員相互の研修により、教養の向上をはかり、教育に対する理解を深める。
2. 一般社会の協力のもとに、保護者と教師が一体となって、児童の福祉を増進する。
3. 学校と家庭地域との緊密なる連携により、児童の健全な発達をはかるとともに学校の教育目標の達成に協力する。
4. 地域社会の向上につとめ、社会教育の徹底を期する。
5. 学校及び地域社会の教育環境の整備をはかる。
6. 国及び地域公共団体の教育予算の充実を促進する。

## 第3章 方針

第4条 本会は教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童福祉のために活動する諸団体及び機関と提携し、教育充実に努力する。
2. 学校の人事や管理には干渉しない。
3. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。

## 第4章 会員

第5条 本会の会員は次のとおりである。

1. 江戸川区立小松川第二小学校に在籍する保護者、またはこれに代わるもの。
2. 江戸川区立小松川第二小学校に勤務する教職員。

第6条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第7条 会員は次に定める会費を負担しなければならない。

- 1.会費の納入額は、児童1名につき年額2,400円とする。
- 2.途中入学の場合、1学期は全額、2学期は年額の3分の2（1,600円）、3学期は年額の3分の1（800円）。
- 3.事情により分納も認める。
- 4.特別の事情のあるものについては、運営委員会にはかり、会費を減免することができる。
- 5.既納の会費は、誤納、過納の場合を除いては、返却しないものとする。

## 第5章 会計

第8条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁される。

第9条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。但し、会計年度終了後から5月（または4月）総会までの暫定予算は支障のない限り前年度の例による。

第10条 本年の決算は、会計監査委員の監査を経て5月（または4月）総会に報告され、会員の承認を得なければならない。

第11条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 役員

第12条 本会の役員は次のとおりである。

- 1.会長1名（保護者）
- 2.副会長3名以上（保護者2以上、学校1）
- 3.書記3～5名（保護者2～3、学校1～2）
- 4.会計3～5名（保護者2～3、学校1～2）

第13条 役員は、他の役員、会計監査委員及びその他の委員（特別委員会の委員を除く）を兼ねることはできない。

第14条 役員及び会計監査委員は次により選出する。

- 1.役員は保護者会員の中から第12条の役員、会計監査委員を選出する。  
3月総会で報告し、承認を得る。
- 2.教員役員は、学校からの推薦による。

第15条 役員の任期は1年とする。ただし重任は差し支えない。

第16条 役員に欠員が生じた時は、必要に応じて運営委員会が補充する。

第17条 会長は次の職務を行う。

- 1.会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2.総会及び運営委員会を招集する。
- 3.本会の資産を管理する。
- 4.会計監査委員会を除くすべての会合に出席し、意見を述べ、指導助言することができる。

第18条 副会長は、会長を補佐し、本会の常務を掌裡し、会長事故ある時はその職務を代行する。

第19条 書記は次の職務を行う。

- 1.総会及び運営委員会の議事ならびに本会に関する重要事項を記録する。
- 2.総会及び運営委員会等の会場などについての準備をする。
- 3.記録・書類・資料・備品等を整理保管する。
- 4.上記の他、会長の指示によって、本会の庶務を行う。

第20条 会計は次の職務を行う。

- 1.予算に基づいてすべての会計事務を処理する。
- 2.総会及び運営委員会において、必要に応じて会計報告を行う。
- 3.5月（または4月）総会においては、会計監査を経た決算の報告をする。

## 第7章 会計監査委員

第21条 本会の経理状況を監査するため、2～3名（保護者）の会計監査委員をおく。

第22条 会計監査委員は、その年度会計を監査し、監査結果を5月（または4月）総会に報告する。

第23条 会計監査委員の選出は、第14条の規定による。

第24条 会計監査委員の任期は、1年とし、重任することはできない。

## 第8章 顧問

第25条 本会には運営委員会の推薦により、総会の承諾を得て顧問をおくことが

できる。会員においては、名称は相談役とする。

第26条 顧問は、本会の運営について会長の諮問に応ずる。

## 第9章 総会

第27条 総会の開催について以下のとおりとする。

- 1.総会は、本会の最高議決機関であり、全会員で構成する。
- 2.総会は、会長が招集する。
- 3.総会は、委任状を含めた全会員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成で決定する。
- 4.総会の開催日時、場所、及び議案は、開催日の10日前までに全会員に通知する。

第28条 総会は定期総会、臨時総会の2種類とする。

- (1) 本会は年2回（3月、5月または4月）定期総会を持つ。
  - 1.3月総会は、次年度の役員、及び会計監査委員を承認する。
  - 2.5月（または4月）総会は、次のことを行う。
    - ・前年度決算の承認
    - ・事業、運営の年間計画承認
    - ・年度予算の承認
  - 3.規約改正、上部団体への加入脱退等の審議決定は、いずれの総会でもよい。
- (2) 運営委員会と学級委員の3分の1以上の要求がある時は、臨時総会を開く。

## 第10章 運営委員会

第29条 運営委員会は、役員、常任委員、学年委員で構成する。

第30条 運営委員会は、必要に応じて、会長の招集によって開催する。

第31条 運営委員会の任務は次のとおりである。

- 1.常任委員会、学級、学年PTA等の活動計画を調整する。
- 2.総会に提出する議案を作成する。
- 3.PTA行事の立案実践、及び学校行事の参加、協力をする。
- 4.必要に応じ、緊急に生じた事態について審議処理する。
- 5.役員及び会計監査委員に欠員が生じた場合、必要に応じて、その補充をする。
- 6.予算の補正をする。

- 7.必要に応じ、特別委員会を設置する。
- 8.顧問を推薦する。
- 9.会費の減免を決定する。

## 第 1 1 章 常任委員会及び特別委員会

第 3 2 条 本会の事業について、専門的に調査研究し、組織的運営を期するため、次の常任委員会を置く。

1. イベント委員会
2. 広報委員会

第 3 3 条 各常任委員会は次により構成する。

1. イベント委員会は、イベント委員と教員によって構成する。
2. 広報委員会は、広報委員と教員によって構成する。

第 3 4 条 各常任委員会は次の事業を行う。

1. イベント委員会は、イベント毎に集合・役割分担し、活動を通して会員同士の親睦を深める。
2. 広報委員会は、機関紙を発行して、学校教育ならびに本会の活動状況を会員に伝達し、会員相互の理解を深める。

第 3 5 条 必要と認めた場合は、運営委員会で、特別委員会を設けることができる。

## 第 1 2 章 学級 P T A 及び学年 P T A

第 3 6 条 本会の末端組織として、各学級、各学年に、学級 P T A 及び学年 P T A を組織するものとする。

第 3 7 条 各学級 P T A は、学級会員全員をもって構成する。

第 3 8 条 各学級 P T A は、学級委員会を構成する。

第 3 9 条 各学級委員会は、担任教師と緊密なる連絡のもとに学級 P T A 活動を計画するとともに、緊急事態を処理する。

第 4 0 条 各学級 P T A は、次の活動を行う。

1. 当該学級児童の教育が徹底するように協力する。
2. 当該学級児童の教育に対する理解を深めるために研修の機会をもつ。
3. 当該学級児童の福祉の増進をはかる。

- 4.当該学級の担任教師、保護者及び児童の親睦をはかる。
- 5.全校PTA活動の徹底に協力する。

第41条 各学年PTAは、学年会員全員をもって構成する。

第42条 各学年PTAは、学級委員をもって学年委員会を構成する。

第43条 各学年委員会は、学年主任教師と緊密なる連絡のもとに、学年PTA活動の計画や緊急事態の処理、及び各学年PTA活動の連絡調整をはかる。

第44条 各学年PTAは、次の活動を行う。

- 1.当該学年単位の児童教育行事に協力する。
- 2.その他、学年PTAとして活動することが適切と思われる諸事業及び諸活動。

### 第13章 校外組織

第45条 地域における児童の善導と安全のために校外組織を作る。

第46条 児童の校外組織のそれぞれの班を母体として、その保護者により校外班を結成する。

第47条 各校外班は、1名以上の校外班長を互選する。

第48条 各校外班は、校外班長の統轄のもとに次の事業を行う。

- 1.自班児童の校外生活の向上につとめる。
- 2.生活地域の教育的にして安全な環境整備をはかる。
- 3.自班児童の交通安全をはかる。
- 4.自班の児童及び保護者の親睦をはかる。

### 第14章 慶弔規定

第49条 慶弔規定は別に定める。

### 第15章 会員表彰規定

第50条 本会の役員、会計監査委員及び運営委員の労を感謝し、総会において感謝状を贈呈するものとする。

## 第 16 章 改正

第 51 条 規約の改正は、総会出席者 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

## 第 17 章 設立年月日

第 52 条 本会の設立年月日を昭和 27 年 9 月 1 日と定める。



## 附則

この規約は平成11年4月1日より実施する。

平成15年3月15日一部改定

平成16年3月13日一部改定

平成17年3月12日一部改定

平成26年3月1日一部改定

平成27年3月7日一部改定

平成31年3月2日一部改定

令和3年4月24日一部改定

令和4年3月5日一部改定

令和5年3月5日一部改定

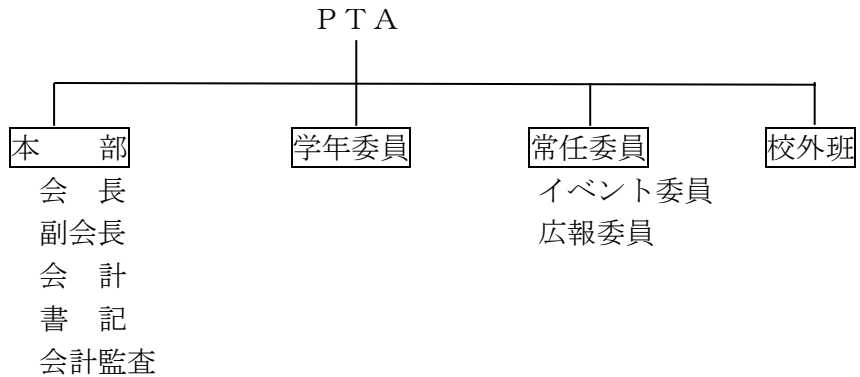
令和6年3月2日一部改定

# 慶弔規定

規約第49条により慶弔規約を次のように定める。

- ・弔慰金                                5,000 円及び生花等
  - ・保護者会員・児童死亡、教職員（配偶者含む）死亡◎ P T A顧問、学校に何らかの関係のある地域の人の場合は、会長判断で行う。
  
- ・見舞金                                5,000 円
  - ・保護者会員、児童が非常災害を受けた時。
  - ・教職員が非常災害を受けた時。
  - ・保護者会員、児童が病欠1ヶ月をこえた時。けがによる入院が1週間をこえた時。
  - ・教職員が病欠1ヶ月をこえた時。けがによる入院が1週間をこえた時。◎ P T A顧問、学校に何らかの関係のある地域の人の場合は、会長判断で行う。
  
- ・餞別                                    3,000 円
  - ・教職員が転退職の場合◎上記以外の教職員の場合は、会長判断で行う。
  
- ・お祝金                                5,000 円
  - ・教職員が結婚、出産（配偶者含む）の時
  
- ・学級 P T A
  - ・当該学級児童死亡時、該当児童に対し 3,000 円を P T A会費より拠出する。
  - ・上記のほか、特別な事情のある場合には、本会の指示による。

## 小松川第二小学校 P T A 組織構成



- ❖ 学年委員・・・学年、学級の親睦をはかる。先生とのパイプ役。
- ❖ イベント委員・・・楽しく安全に行事が開催できるよう活動する。
- ❖ 広報委員・・・広報紙を通して P T A 活動を会員に伝え、相互の理解を深める。
- ❖ 校外班・・・校外組織を通じて、地域における児童の善導と安全をはかる。